

産業建設委員会会議録

- 1 日 時 令和5年9月7日(木曜日)
開会 午前 9時 56分
閉会 午前11時 23分
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席又は欠席した委員の氏名
(出席) 副委員長 三 上 周 治
委 員 太 田 善 介 委 員 仁 熊 進
委 員 小 西 利 一 委 員 頓 宮 美津子
委 員 加 藤 保 博
(欠席) 委員長 小 川 進 一
(その他出席者) 副議長 山 口 久 子
- 4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名
議会事務局長 西 村 佳 子 同次長 宇 野 裕
同庶務調査係主任 東 宗 利
- 5 説明のため出席した者の職氏名
副市長 中島 邦夫 政策監 難波 敏文
総合政策部長 梅田 政徳 政策調整課長 岡本 紀子
財政課長 横田 優子 財政課主幹 岡 真理
産業部長 西川 茂 観光プロジェクト課長 赤木 郁哉
観光プロジェクト課主幹 坂田 圭 企業誘致商工振興課長 林 啓二
建設部長 河田 秀則 建設部参与 赤澤 康明
地域応援課長 角田 琢美 地域応援課主幹 但野 泰利
都市計画課長 荒木 久典 建築住宅課長 八重 信幸
環境水道部長 三宅 伸明 上水道課長 山本 竜三
上水道課主幹 安原 和行 下水道課長 木村 勝彦
下水道課主幹 岡崎 一 環境課長 国府 英三
監査委員 風早 俊昭 監査委員 頓宮 美津子
監査事務局長 矢吹 慎一
- 6 付議事件及びその結果
別紙のとおり
- 7 議事経過の概要
別紙のとおり
- 8 その他必要な事項
別紙のとおり

産業建設委員会審査報告書

令和5年9月7日

総社市議会議長 村木 理英 様

産業建設委員会

副委員長 三上 周治

本委員会に付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告する。

記

付議事件及びその結果

議案番号	名 称	結 果
議案第46号	総社市営住宅条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第47号	令和4年度総社市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	原案を可決すべきである
議案第48号	令和4年度総社市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	原案を可決すべきである
議案第49号	令和4年度総社市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	原案を可決すべきである
議案第50号	令和5年度総社市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会の所管に属する部分	原案を可決すべきである
議案第52号	市道の路線認定について	原案を可決すべきである
認定第5号	令和4年度総社市国民宿舎事業費特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきである
認定第6号	令和4年度総社市水道事業会計決算認定について	認定すべきである

認定第7号	令和4年度総社市工業用水道事業会計決算認定について	認定すべきである
認定第8号	令和4年度総社市下水道事業会計決算認定について	認定すべきである

開会 午前9時56分

○副委員長（三上周治君）ただいまから、産業建設委員会を開会いたします。

本日の出席は6名であります。欠席1名。欠席者のうち、小川委員から欠席の届出がありました。本日は、委員長が欠席のため、副委員長の私が委員長の職務を行いますので、議事運営に格段の御協力をお願いいたします。

これより、さきの本会議において付託されました案件の審査を行います。

まず、議案第47号 令和4年度総社市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

上水道課長。

○上水道課長（山本竜三君） 議案第47号 令和4年度総社市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明申し上げます。

総社市企業会計決算書8ページをお開きください。

下段の表、令和4年度総社市水道事業剰余金処分計算書案を御覧ください。右側、未処分利益剰余金3億3,543万4,111円が、当年度末残高でございます。このうち、水道事業及び工業用水道事業の設置に関する条例第7条の規定により、当年度純利益1億7,723万9,744円を減債積立金に積み立てた後の残額1億5,819万4,367円を資本金へ繰り入れるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、市議会の議決を得ようとするものでございます。

以上でございます。

○副委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第48号 令和4年度総社市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

上水道課長。

○上水道課長（山本竜三君） 議案第48号 令和4年度総社市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明申し上げます。

総社市企業会計決算書54、55ページをお開きください。

下段の表、令和4年度総社市工業用水道事業剰余金処分計算書案を御覧ください。

右側の未処分利益剰余金2,526万1,130円が、当年度末残高でございます。このうち、総社市水道事業及び公共用水道事業の設置等に関する条例第7条の規定により、当年度純利益1,904万5,164円を建設改良積立金へ積み立てた後の残額621万5,966円を資本金へ繰り入れるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、市議会の議決を得ようとするものでございます。

以上でございます。

○副委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第49号 令和4年度総社市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

下水道課長。

○下水道課長兼下水処理場長（木村勝彦君） 議案第49号 令和4年度総社市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきまして御説明を申し上げます。

企業会計の決算書の82ページを御覧ください。

下段の表、令和4年度総社市下水道事業剰余金処分計算書案を御覧ください。

右側、4億2,405万4,845円が未処分利益剰余金の当年度末残高となっており、1億8,036万8,045円を減債積立金に積み立てた後の残額2億4,368万6,800円を資本金に組み入れるため、地方

公営企業法第32条第2項の規定により、市議会の議決を経ようとするものでございます。

以上でございます。

○副委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時4分

再開 午前10時57分

○副委員長（三上周治君） それでは、休憩前に引き続き、産業建設委員会を再開します。

まず、認定第5号 令和4年度総社市国民宿舎事業費特別会計歳入歳出決算認定についての審査に入ります。

この際、私より申し上げます。

決算調書を活用しての質疑は、まずは調書のページ数を言っていただき、次に款、項、目、事業名を言った後、主要な事務事業の概要の内容を限定してから質疑に入っていただくよう重ねてお願いいたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

太田委員。

○委員（太田善介君） 調書の8ページ、商工費、商工費、観光センター運営費、駐車場の整備をするということですが、具体的に。

（「太田委員、補正予算」と呼ぶ者あり）

○委員（太田善介君）（続） すみません。失礼しました。

○副委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。
これより、本件を採決いたします。
本件は認定すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。
よって、本件は認定すべきであると決定されました。
次に、認定第6号 令和4年度総社市水道事業会計決算認定についての審査に入ります。
これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。
これより、本件を採決いたします。
本件は認定すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。
よって、本件は認定すべきであると決定されました。
次に、認定第7号 令和4年度総社市工業用水道事業会計決算認定についての審査に入ります。
これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。
これより、本件を採決いたします。

本件は認定すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副委員長(三上周治君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は認定すべきであると決定されました。

次に、認定第8号 令和4年度総社市下水道事業会計決算認定についての審査に入ります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

太田委員。

○委員(太田善介君) 調書の55ページ、資本的支出、建設改良費、ポンプ場整備費ですが、執行率が2.1%と低いですが、実績の評価や課題などの欄に施設の建設改良を具体的に実施していく必要があるとありますが、今回の修繕費は根拠なしで実施されたのでしょうか。

○副委員長(三上周治君) 下水道課長。

○下水道課長(木村勝彦君) ポンプ場施設の建設改良事業についてでございますが、こちらにつきましては早急に取替え修繕が必要となったもののみ実施したものでございまして、当初予定をしていたのが、マンホールポンプといった道路の中にある下水を送り出す機械があるんですが、そこから故障が発生したときに故障を発報するための故障通報装置というのがありまして、そちらの更新を令和4年度で予定をしていたんですけども、その予定したもののうちの1台が令和3年度の令和4年度の予算編成後において故障が急遽発生しまして、早急にその1箇所の取替え修繕が必要となったために、令和4年度で予定して更新しようとしていたほかのところも同時期にまとめて故障通報装置の更新を一斉にしないと二度手間になってしまいますので、令和3年度に前倒して実施したことにより、不用額が発生したものでございます。

以上でございます。

○副委員長(三上周治君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副委員長(三上周治君) これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副委員長(三上周治君) これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は認定すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副委員長(三上周治君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は認定すべきであると決定されました。

以上で、決算に係る議案の審査は全て終了いたしました。

監査委員におかれましては、長時間にわたり御苦勞さまでした。

また、以後の議案等の審査に関係のない説明員の方は、ここで退席されて結構です。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時8分

再開 午前11時10分

○副委員長（三上周治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第46号 総社市営住宅条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

建築住宅課長。

○建築住宅課長（八重信幸君） 議案第46号 総社市営住宅条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

この一部改正は、集約化事業実施により集約化が完了しました井手住宅7棟13戸、天原住宅7棟14戸の除却等を行おうとすることから、市営住宅の管理戸数を改める必要があり、条例の一部を改正するものでございます。

1枚お開きいただきまして、改正前後表を御覧ください。

改正前の第1条の表中、井手住宅及び天原住宅の欄について削除するものでございます。

附則といたしまして、この改正は公布の日から施行することとしております。

以上でございます。

○副委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 市成住宅の6戸、これは全て転居されてるのでしょうか。

○副委員長（三上周治君） 建築住宅課長。

○建築住宅課長（八重信幸君） 市成住宅のほうですが、こちらはもう転居が進んでおりまして、残り4戸になっております。

以上でございます。

○副委員長（三上周治君） 小西委員。

○委員（小西利一君） その4戸ですけど、もうよそへ移転するというか、そういう計画はありますか。

○副委員長（三上周治君） 建築住宅課長。

○建築住宅課長（八重信幸君） 交渉しておりまして、1人は浅尾住宅のほうに転居することが決まっております。もう準備も進めておりまして、もうそろそろ引っ越しの準備を進める頃だと思っておりますので、市成住宅につきましては10月末を期限にしておりますので、それに向けて残り3戸につ

いてもお話しさせてもらっているところです。

一つについては、県営住宅を目指されておりまして、この間の募集に対して、結果がこちらのほうはまだ聞いておりませんので、どうなったかはこれから分かってくることと思います。もしそれがかなわなかった場合は、市営住宅をお願いしようと思っているところです。

残り2戸につきましては、民間を考えておるということで、民間もなかなか見つからないということがありますので、最悪の場合は市営住宅のほうを、浅尾住宅になりますが、そちらはどうですかということで御案内をしているところでございます。

以上でございます。

○副委員長（三上周治君） 小西委員。

○委員（小西利一君） ちょっとこれと離れるかも分かりませんが、前にあそこの住宅、市役所が近い、工事をやっているの、駐車場みたいな形で利用できたらどうかということで、前向きに検討するという答弁をいただいとんですけど、その後はどうなっていますか。

○副委員長（三上周治君） 小西委員、議案の内容と違うので。

（「ああ、そう」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） はい。

（「条例の改正だけじゃけんね」と呼ぶ者あり）

（「ええですよ、また次の機会に聞きます」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第50号 令和5年度総社市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 失礼します。

議案第50号 令和5年度総社市一般会計補正予算（第4号）につきまして御説明を申し上げます。

本委員会の所管に属する部分を便宜歳出から御説明申し上げますので、予算書の12、13ページをお開きください。

第7款商工費、第1項商工費、第4目観光センター運営費、第14節工事請負費850万円の増額は、吉備路観光案内センターなどの利便性の向上のため、センター前に新たに障がい者等用を含む駐車区画を増設するための予算を計上するものでございます。

第8款土木費、第3項河川費、第1目河川事業費、第14節工事請負費2,600万円の増額は、今年5月8日の大雨に伴い、河川等の護岸が損壊した2箇所の応急復旧工事箇所につきまして、護岸の本復旧工事に必要な工事費を計上するものでございます。

次に、第4項都市計画費、第4目公園費、第12節委託料336万9,000円の増額のうち、公園施設点検等業務委託料60万円の増額は、都市公園の遊具定期点検について、点検単価等の値上がりや点検対象遊具の見直しにより生じた増額であり、防犯カメラ設置委託料276万9,000円は、都市公園利用者や周辺住民の安心・安全を守るため、市中心部2箇所の都市公園に防犯カメラを設置するため、予算を計上するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、10、11ページを御覧ください。

第22款市債、第1項市債、第8目土木債、第3節河川債2,600万円の増額につきましては、歳出で御説明いたしました河川の復旧工事のための財源確保でございます。

続きまして、第3条地方債の補正について御説明いたしますので、4ページ、5ページを御覧ください。

第3表地方債補正変更のうち、河川事業が本委員会の所管に属するもので、歳入の市債の増額につきまして限度額を増額するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ございません。

以上でございます。

○副委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

太田委員。

○委員（太田善介君） 先ほど間違えました。調書の8ページ、商工費、商工費、観光センター運営費の駐車場の件ですけれども、具体的に何台ほど増えますか。

○副委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 14台増設する予定でございます。

○副委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

太田委員。

○委員（太田善介君） 調書の9ページ、工事請負費とありますけれども、具体的にどのような。

○副委員長（三上周治君） 款項目。

○委員（太田善介君）（続） 土木費、河川費、河川事業費の工事請負費の具体的内容を教えてください。

○副委員長（三上周治君） 地域応援課長。

○地域応援課長（角田琢美君） 太田委員の御質問にお答えさせていただきます。

工事請負費、2箇所になっております。

山田川災害復旧工事につきましては、施工延長43mでございます。内容といたしましては、コンクリートブロックの擁壁をしていく計画でございます。

続きまして、新本5001溪流災害復旧工事につきましては、施工延長6mというふうな計画でございます。これも、同様にコンクリートブロックの擁壁を鋭意施工していくという計画でございます。

以上でございます。

○副委員長（三上周治君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

本件のうち本委員会の所管に属する部分については可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第52号 市道の路線認定についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

地域応援課長。

○地域応援課長（角田琢美君） それでは、議案第52号 市道の路線認定について御説明をさせていただきます。

このたび認定しようとする路線の数は、5路線でございます。

宅地開発に伴い築造された道路を新たに市道として認定する必要が生じたため、道路法第8条第2項の規定に基づき、市議会の議決を経て、認定しようとするものでございます。

5路線の概要につきましては、提案理由を記載しております表の右端、道路計画等の内容を御覧

ください。

開発道路の4路線は、都市計画法の規定により、開発区域内に築造された道路でございまして、指定道路の1路線は、建築基準法により、位置の指定を受けようとする道路でございます。

各路線の場所につきましては、次のページ以降に記載のとおりでございます。

以上です。

○副委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上もちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これもちまして、本委員会を閉会とします。

閉会 午前11時23分

総社市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに押印する。

産業建設委員会副委員長 三上 周治